明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○平成二十四年度における学芸員の資格認定を実施する件（文部科学一〇五）　一
○平成二十四年度中小企業者に関する国等の契約の方針の要旨（経済産業一五九）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　五〇
会社その他
会社決算公告　六一

告示

○文部科学省告示第百五号

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第四条第一項の規定により、平成二十四年度における学芸員の資格認定を次のとおり実施するので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年七月三日

文部科学大臣　平野　博文

一　認定の種別

試験認定及び審査認定

二　受験資格

1　試験認定の場合

ア　学士の学位を有する者（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による学士の称号を有する者及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第二号から第八号までのいずれかに該当する者を含む。以下同じ。）

イ　大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者（旧大学令、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者及び学校教育法施行規則第百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者を含む。）で二年以上学芸員補の職（博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）にあった者

ウ　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する教育職員の普通免許状を有し、二年以上教育職員の職にあった者

エ　四年以上学芸員補の職にあった者

オ　その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

2　審査認定の場合

ア　学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者（修士の学位を有する者には、学校教育法施行規則第百五十六条各号のいずれかに該当する者を、博士の学位を有する者には、旧学位令（大正九年勅令第二百号）による博士の称号を有する者及び外国において博士の学位に相当する学位を授与された者を、専門職学位を有する者には、外国において専門職学位に相当する学位を授与された者を、それぞれ含む。）であって、二年以上学芸員補の職にあった者

イ　大学において博物館に関する科目（生涯学習概論を除く。）に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあった者であって、二年以上学芸員補の職にあった者

ウ　次のいずれかに該当する者であって、都道府県の教育委員会の推薦する者

①　学士の学位を有する者であって、四年以上学芸員補の職にあった者

②　大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であって、六年以上学芸員補の職にあった者

③　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であって、八年以上学芸員補の職にあった者

④　その他十一年以上学芸員補の職にあった者

エ　その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

三　認定の方法

1　試験認定の場合

ア　日時

平成二十四年十一月十九日（月）から同月二十一日（水）まで。

時間は、受験票を送付する際通知する。

イ　場所

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（東京都台東区上野公園十二番四十三号）において行う。

ウ　方法

筆記の方法により行う。